

嘉麻市地域公共交通計画の策定について

令和 4 年 5 月 3 0 日
地域活性推進課

1. 策定理由・必要性

(1)現行の嘉麻市地域公共交通網形成計画（交通のマスタープラン）の計画の期間が令和5年3月31日までとなっている。

⇒地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、令和5年度からの「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープランを策定する必要がある。

(2)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、自治体での地域公共交通計画の策定が努力義務化された。

⇒さらに地域公共交通計画が補助制度と連動化され、現在嘉麻市バス2路線に対し、運行経費に対する国庫補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）が交付されているが、今後、補助の交付を受けるには地域公共交通計画の策定が必須となる。

（※現在は経過措置期間中。申請は市町村法定協議会が行う。）

2. 計画策定委託業務の概要（案）について

(1)発注者

嘉麻市地域公共交通会議

(2)業者選定方法

プロポーザル方式

(3)選定委員会

嘉麻市地域公共交通会議委員の中から選任

(4)事業実施期間

～令和5年3月まで

(5)業務内容

①地域公共交通計画策定に関する調査・検討（アンケート、ヒアリング等）

②計画（案）の策定

③パブリックコメント（回答作成等）

④計画（確定版）作成（冊子及びデータにて納品）

⑤会議に関する支援等（議題、資料等の案の作成、議事録作成等）

3. 計画策定のスケジュールについて (案)

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
概要説明等	●										
選考委員会		○									
選考委員会 (プロポーザル／業者決定)			○								
計画策定に関する調査・検討			○	●	○						
計画書(素案)提示						●					
計画書(案)提示								●			
パブリックコメント								●	○		
パブリックコメント報告										●	
計画(確定版)作成										●	
提出											○

※ ●=交通会議開催予定月

地域公共交通計画策定における 運行計画見直しの考え方について

地域活性推進課
令和4年5月30日

1.嘉麻市バスの現状

○令和2年度から新たな公共交通体系を構築して運行開始。

【令和4年度現在】

- ・ 幹線路線 4 路線
 - ・ 枝線路線 6 路線
 - ・ 区域運行 4 地区
- 嘉麻市内にて運行中

→市バスの路線や時間帯によって利用者数に差がある。

➡現状の路線、便数、停留所の配置数及び利用者の状況を踏まえた実績に基づき、改善の対象とすべき事項に関する目安として数値化していき、現状の利用状況等を市民に公表しながら、市バス運行サービスの適正化・効率化に向けた検討を進める。

2.見直しに係る評価指針の考え方

- 各見直しに係る事項及び評価指針の考え方については、現状の利用実績等に基づき、見直しに係る指針を整理していく。

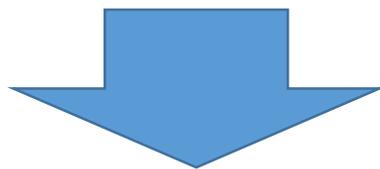
項目	評価指針
路線	バス路線 1 日当たりの利用者数
便数	バス路線 1 日 1 便当たりの利用者数
停留所	停留所 1 日当たりの利用者数
デマンド運行型バス	利用者数、乗車密度など

3.評価指針に基づく情報提供等

- 嘉麻市バスの見直し改善の評価指針を設け、市バスの利用状況を公開。

【導入の効果】

- 市バスの詳細な利用状況の公開
→市民に近辺のバス停の利用状況を知ってもらい、バスの利用を促す。
- 評価指針に基づくサービス提供の改善
→利用状況を踏まえ、増便、減便や路線、バス停の新設や廃止等の改善対策を整理



運行サービスの適正化・効率化
市バス利用の促進